平成２１年（フ）第３８２１号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目２番50号
債務者　相内　　正（旧姓松栄）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４号
岐阜市河渡２丁目25番地１　サンシティ水谷C101号室
債務者　木村喜久夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７９号
岐阜市光町２丁目76番地　堀田ビル100号室
債務者　山下　　寛
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８０号
岐阜市石谷323番地
債務者　大杉　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９３号
岐阜市琴塚１丁目１番27号
債務者　足立加代子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０３号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地６番地４　岐東ハイツⅠ301号
債務者　坂本　康男
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３５号
岐阜市桜木町２丁目20番地　ハイツ桜木1708号室
債務者　湯浅　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５３号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟514号
債務者　服部　竜之
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４６号
名古屋市名東区香流１丁目1107番地　星ビル403号
債務者　志田　寿義
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９４号
愛知県瀬戸市萩山台８丁目２番207号
債務者　大野　元子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６９６号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―630号
債務者　久保田正江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９６号
大分県別府市駅前本町10番11号　幸ハイツ201号
債務者　笠木　敏己
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５８号
北海道苫小牧市三光町４丁目６番６号
債務者　小野寺幸司
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３５９号
北海道苫小牧市三光町４丁目６番６号
債務者　小野寺由香里
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６８０号
仙台市青葉区小田原８丁目９番12号
債務者　渡邉　敏雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２５号
宮城県塩竈市花立町１―13―202　第２もとみ荘
債務者　遠藤由佳梨
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０８号
仙台市若林区大和町５丁目28番８―304号
債務者　山田眞理子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１０号
仙台市宮城野区大梶16番25―404号
債務者　小松崎洋子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係